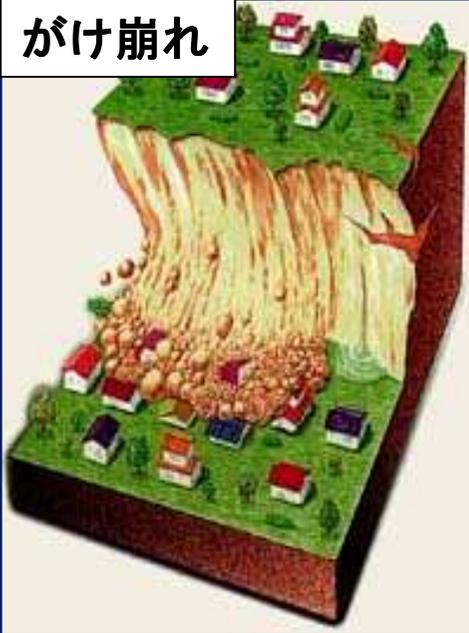


土砂災害の種類

土砂災害には、「がけ崩れ（急傾斜地崩壊）」、「土石流」、「地すべり」があります。

がけ崩れ

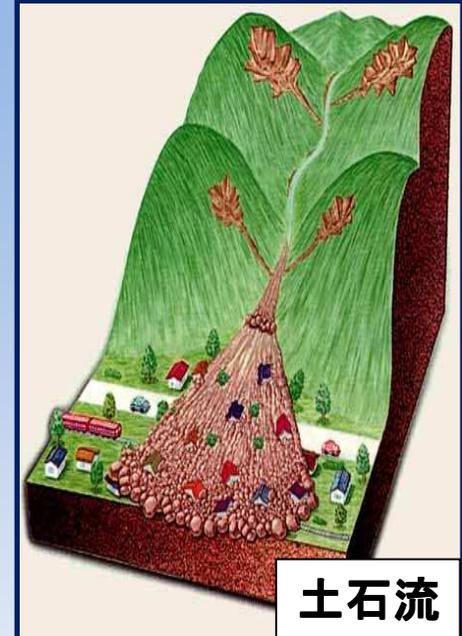


がけ崩れとは

斜面の地表に近い部分が、雨水の浸透や地震等でゆるみ、突然、崩れ落ちる現象。崩れ落ちるまでの時間がごく短いため、人家の近くでは逃げ遅れも発生し、人命を奪うことが多い。

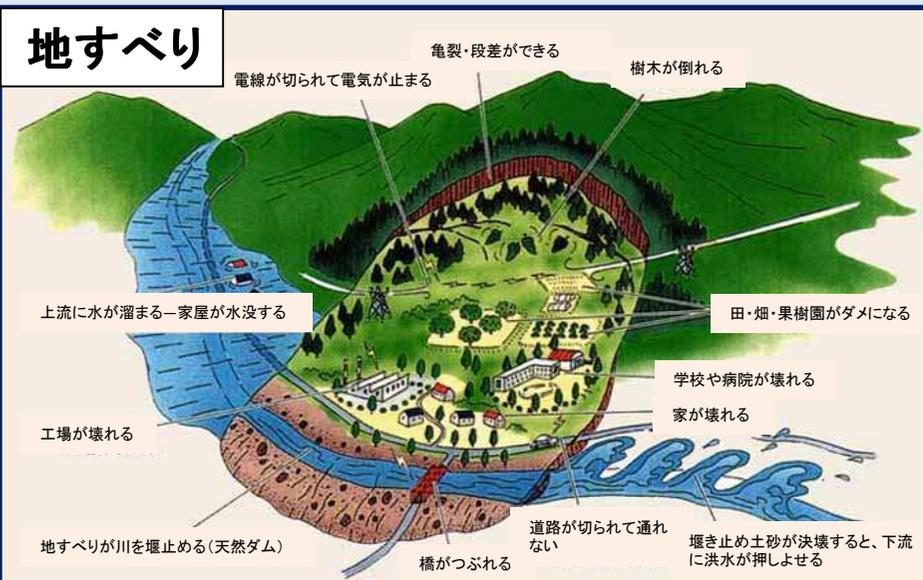
土石流とは

山腹や川底の石、土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象。時速20~40kmという速度で一瞬のうちに人家や畑などを壊滅させてしまう。



土石流

地すべり



地すべりとは

斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象。土塊の移動量が大きいいため甚大な被害が発生。

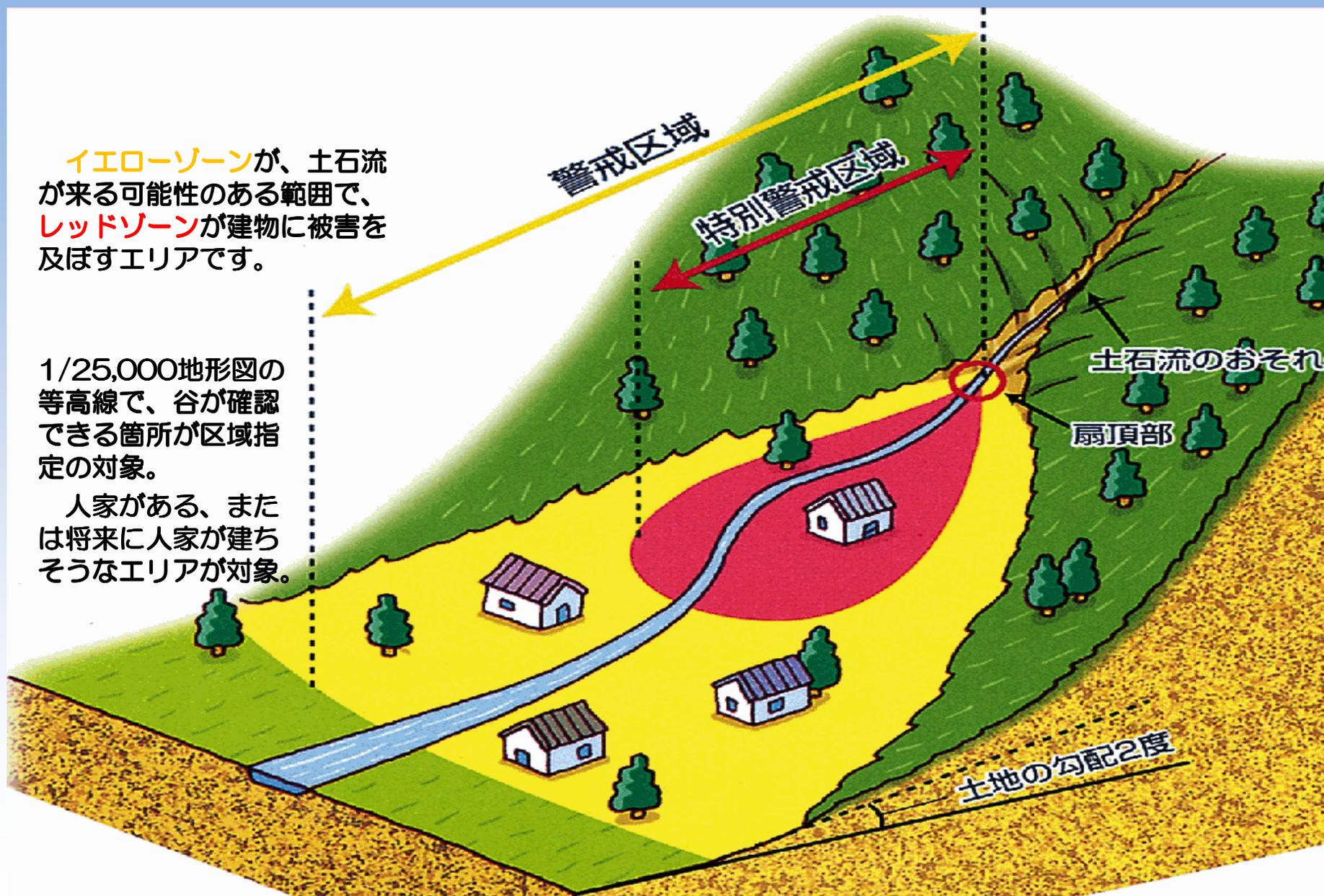
引用元: 政府広報オンライン~土砂災害の前兆現象にも注意

土砂災害の種類別の指定概要② 土石流

イエローゾーンが、土石流
が来る可能性のある範囲で、
レッドゾーンが建物に被害を
及ぼすエリアです。

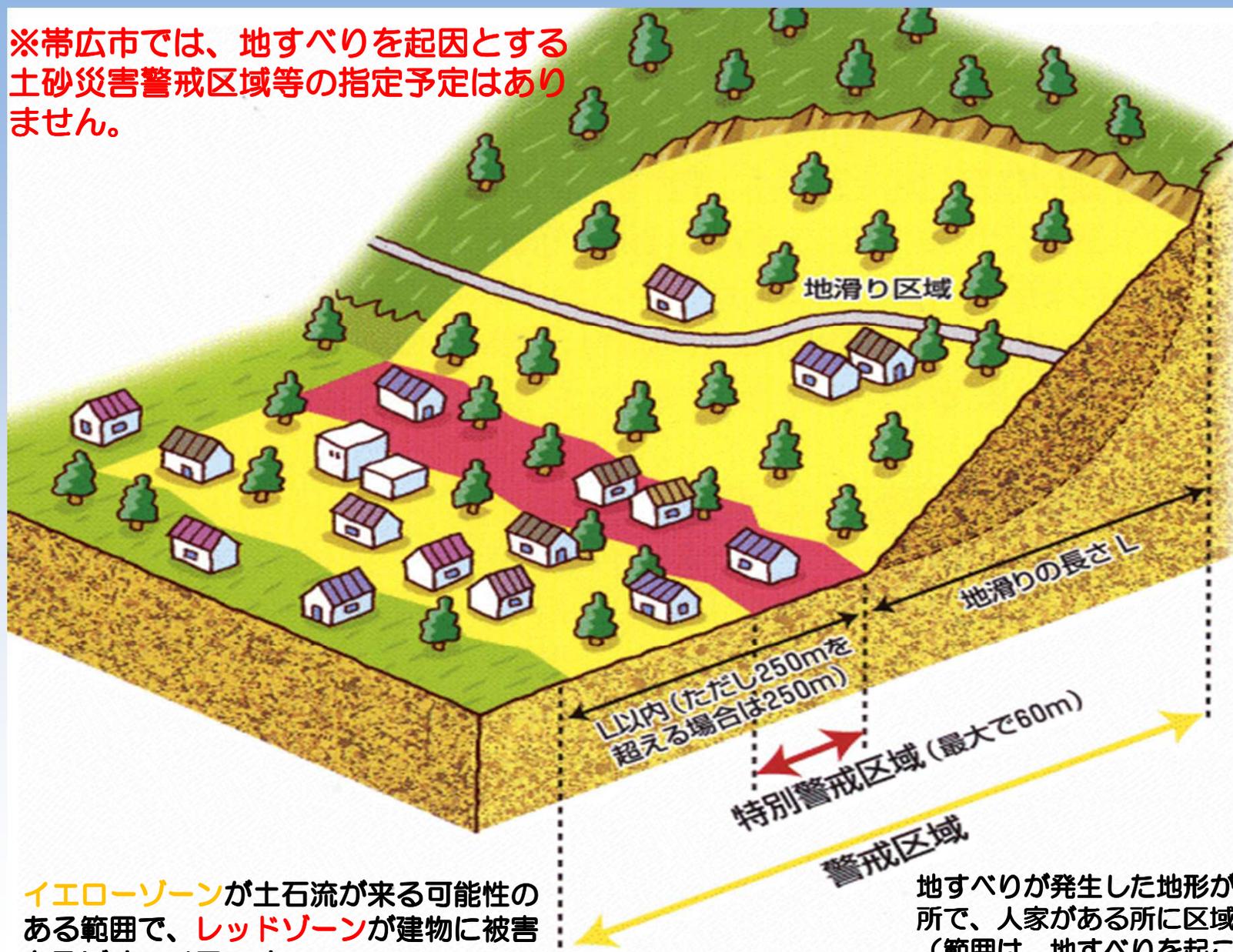
1/25,000地形図の
等高線で、谷が確認
できる箇所が区域指
定の対象。

人家がある、また
は将来に人家が建ち
そうなエリアが対象。



土砂災害の種類別の指定概要③ 地すべり

※帯広市では、地すべりを起因とする土砂災害警戒区域等の指定予定はありません。



イエローゾーンが土石流が来る可能性のある範囲で、レッドゾーンが建物に被害を及ぼすエリアです。

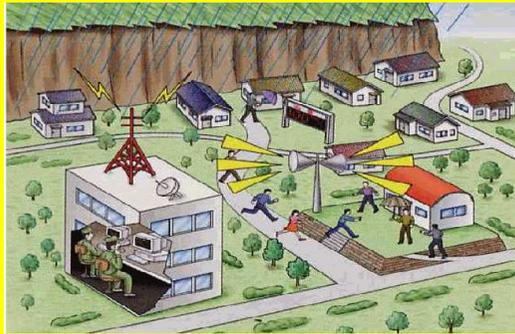
地すべりが発生した地形が確認できる場所で、人家がある所に区域設定されます。(範囲は、地すべりを起こした斜面と同じ長さ(L)で、最大250m)

土砂災害警戒区域等に指定された場合の規制事項等

指定される区域は、土砂災害が発生したときの被害の規模などに応じて、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）と土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の2種類に分かれます。また、区域に応じて、建築物の構造や特定の開発行為等に規制がかかります。

土砂災害警戒区域

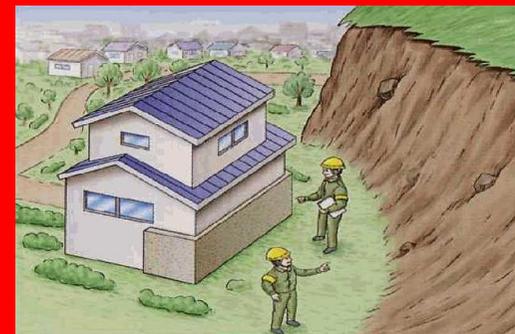
警戒避難体制の整備



土砂災害ハザードマップの作成や土砂災害情報の伝達など、警戒避難体制が整備されます。【帯広市】

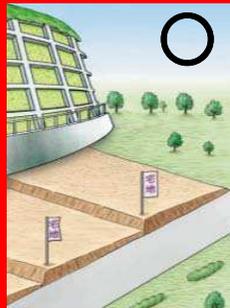
土砂災害特別警戒区域

建築物の構造規制

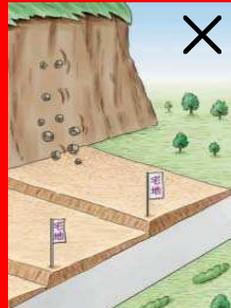


想定される衝撃に対し、建築物が安全であるか建築確認がされます【帯広市】

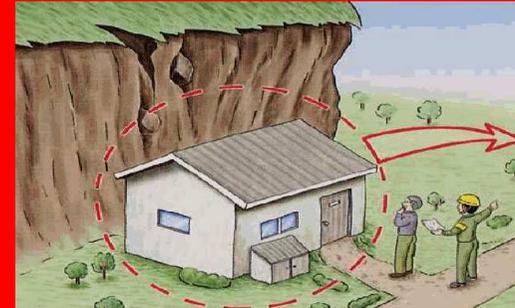
特定の開発行為に対する許可制



宅地分譲、老人ホームや病院など特定の施設を建築する開発行為には許可が必要になります【北海道】



建築物の移転勧告



著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対し、移転の勧告が図られます【北海道】

このほか、土砂災害警戒区域等の区域内にある不動産（宅地または建物）は、不動産取引の際の重要事項説明の対象とされています。

(参考) 建築物の構造規制について

建築物の構造は、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内の建築物を対象に規制されます。なお、帯広市内の土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定予定箇所には、現時点で建築物はありません。

建築物の構造が、土砂災害により作用すると想定される衝撃等に対して安全なものになるよう、建築基準法施行令に定める構造基準に適合しなければなりません。



例えば

鉄筋コンクリート造の外壁を設ける



土石の力に耐える耐力壁を設置

